

研研4 第 119 号
平成16年9月22日

各 部 局 長 殿

研究・国際部長
辻 敏 明

助成金の寄附受入の取扱いについて

標記事項につきましては、「京都大学寄附金事務取扱規程（平成16年達示第99号）によるほか、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお願いいたします。

記

研究関係公益法人等から国立学校の教員個人に助成金等が供与された場合の取扱いについては、法人化以前は、昭和59年12月22日付け文学助第268号学術国際局長・会計課長通知「奨学寄附金等外部資金の受入れについて」の記の一の（四）（ ）に基づいて行っていましたが、法人化後の取扱いについても、従前と同様の取扱いをすることとしますので通知いたします。

この主旨は、職務上の教育・研究に対する援助を受け、大学において教育・研究が行われる場合は、大学の資産・研究室等を使用することは確実であり、寄附金として受入れ、大学において経理すべきものと考えております。

したがって、今後も、研究関係公益法人等から国立大学法人の教員等個人に助成金等が供与された場合は、寄附金として受け入れるよう手続きをお願いいたします。

また、寄附金として大学に寄附することが難しいと考えられる案件がありましたら、その案件について個別に検討いたしますので、研究助成申請書の写しと理由書を部局事務を通して、研究・国際部研究協力課まで御提出をお願いいたします。

なお、本件は、教員からの申し出により処理を行うものではありませんが、研究関係公益法人等における助成金等はホームページ等で公開されていますの

で、それらからの把握に努められるとともに、公募、部局長の推薦、採択通知があった場合には直ちに連絡されますようお願いいたします。(2)

【参 考】

昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日付け文学助第 2 6 8 号学術国際局長・会計課長通知「奨学寄附金等外部資金の受入れについて」の記の一の(四)

(4) 研究関係公益法人等から国立学校の教官個人に助成金等が供与された場合に、助成等の趣旨が当該教官の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、当該教官が改めて奨学寄附金として寄附することとなっているので、今後とも前記のような趣旨の助成金等は、このような取扱いにより受け入れるよう周知徹底を図ること。

2 研究関係助成団体からの助成の状況を把握するため平成 1 1 年 8 月 2 6 日付総務部研究協力課長通知「奨学寄附金の受入れについて」に記述されているとおり、記録表作成のための連絡報告について遺漏のないようお願いいたします。

(注意事項)

非常勤職員の場合であっても、従来の取扱いと同様本件の対象となります。

昭和 4 2 年 8 月 7 日付け文会総第 3 2 5 号事務次官通知「国立学校における外部からの資金の受入れについて」の記の三)

三 研究、教育を担当する教職員が非常勤職員等である場合であっても、実態において、その研究、教育が国立学校で行なわれるものであると認められる場合には、常勤職員の場合と同様に公費の扱いによるものであること。